

# 農業委員会議事日程

日 時：令和7年11月28日(金)午前10時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
8. 議案第 35 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
9. 議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について
10. 議案第 37 号 遊休農地に係る非農地判断について
11. 報告事項
  - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への届出について
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について
  - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
12. その他

〔閉 会〕

総会終了後、「農業者年金加入推進研修会」(50 分)

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 12 名（6 番太田良彦委員・10 番本道ちはる委員欠席）  
横嶋農地利用最適化推進委員外 12 名（鴫澤一義推進委員・青木公夫推進委員欠席）  
◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 岩井佳苗主任

### 【 会議概要 】

- 滝沢局長 令和 7 年 11 月の総会を開催いたします。  
はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
- 柳澤会長 (会長あいさつ)
- 滝沢局長 (経過報告)
- 議 長 ここで委員の出欠等について事務局から報告願います。
- 平塚次長 (出席状況の報告)
- 議 長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。  
日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りうと思  
いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。  
次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名することに、  
ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。それでは、議長から指名いたします。  
12 番：<sup>おおしま やすお</sup>大島 康男 委員、14 番：<sup>はんた ひろゆき</sup>半田 裕之 委員の両委員をお願いいたします。  
それでは、日程第 5「議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、  
事務局から説明願います。
- 平塚次長 (説明)
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 進行の声がありましたので、進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。  
「議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛  
成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第 32 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 6「議案第 33 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と

いたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。

金原委員

8番金原です。

現地確認に山崎委員と行ってまいりました。場所は上山田西友店を東に向かって500m行ったところで、問題は無いと思います。隣に住宅もありますので良いと思います。以上です。

議 長

担当委員からの報告がありました。質疑・意見をお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありましたので進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。

「議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第33号」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

説明が終わりましたので、質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。

唐木委員

7番の唐木でございます。11月24日に北原推進委員と現地を確認してまいりました。

まず、番号1番ですが、現場は西船山通りを戸倉方面に向かっていったところにファミリーマートがありますが、その角を東方面に50mほど入った場所になります。

申請内容としては、ファミリーマートの南側に「けんたろう脳神経外科」来年1月下旬にオープン予定の脳神経外科が開業予定で、いせや薬局が調剤薬局を開業するというのでそれに当たって職員の駐車場を確保したいということで、鋳物師屋344-1の農地を転用したいという申請でございます。場所は公道と用水それから住宅地に囲まれているんですけど、一部だけ農地がございました。その耕作者・所有者との間の同意を得ているということで、賃借で砂利敷の駐車場を予定しているということなんですけれど、境界から30cm内側に砂利を敷くという申請だったところ、農地の所有者に関しては80cm内側に砂利を敷きますということで同意を得ている状況でございます。問題無いと言えば問題無いと思われそうですが、私と北原推進委員さんとの認識としては、この農地が申請地より20~30cm下に下がっている農地になっていまして。畔は50cmほど確保されているんですけど、砂利敷の駐車場ということですので砂利の飛散ですとか、雑草対策で除草剤を撒くということが考えられますので。通常なら擁壁等の構造物を設置した方が良いのではないかという意見は我々の中でございました。基本的には問題ないという判断ではございます。

続いて2番。杭瀬下五丁目90番ということで、こちらは西船山通りを飲料メーカーのダイトーさんの営業所を東に入りまして、そこから100mほど東に入った場所になります。

こちらは、住宅の2区画の分譲予定ということで申請があがってますけども。公道と周りは住

宅に囲まれておりまして転用に問題は無いと。一部元の所有者が車 1 台分の駐車場を確保したいということでカーポートを転用せずに設置していたという事実がございまして。それに関しては顛末書が添付されておりますのでこちらも問題は無かろうという判断でございます。続いて 3 番。杭瀬下五丁目地積なんですけれども。3 番と 4 番が同一事案になっていまして 3 番は 175 外 5 筆で全部で 6 筆ある畑を所有権譲渡でゼンシルブンを開業するという申請です。4 番については、そのうちの一部の地権者が譲渡ではなく賃借で貸すということで同一事案の申請となっております。こちらも三方が公道に囲まれており一方は住宅が建っておりましてこちらに関しては 3 番 4 番ともに転用は問題なしと判断いたしました。以上でございます。

#### 長浦委員

13 番長浦です。5 番 6 番の案件について説明いたします。この案件につきましては過日近藤・横嶋推進委員さんと現地を確認してございます。5 番案件でございますけれども場所は森食品の道路を挟んだ北側です。この案件につきましては過去に森食品に駐車場として貸せるということで農地転用を行っていたんですが、その後貸付がされずそのまま畑として残ったという案件でございます。そのため県と市とで新たに 5 条申請を取りなさいということで申請をあげたということで聞いております。現地につきましては隣接に農地は無く道路等に挟まれておりますので農地への支障は無いと。雑排水については森の集落排水に接続それから雨水排水は宅内での地下浸透ということでございますので農地に支障がないことから問題無く許可されるものだと思います。

続きまして、6 番案件でございますけれどもこちらにつきましては倉科の滝沢食品の工場の道路を挟んだ西側になります。これにつきましては道路に挟まれた土地と隣接の住宅地に挟まれて農地とすれば一部湯本さんの農地が残るものでございます。両案件とも子供さんの住宅を建てるということでございます。6 番案件ですけれども気になることがございまして。実は 18 ページ見ていただきたいのですけれども。用地の一部に公衆用道路が入っていると。公衆用道路が入っている土地に住宅を建てるということではできないと調査しましたが、実際は道路北側の道路拡幅に伴う用地の交換等で取得した公衆用道路部分でございます。現況は農地として使用されていることから交通への支障は無いということで許可しても問題ないと考えております。以上です。

#### 大島委員

7 番案件と 8 番案件を説明したいと思います。24 日に農業委員の太田さんと現地確認してきましたので報告申し上げます。7 番案件と 8 番案件は大体 100m くらいの位置にありますけれども。武水別神社の西側に行きますと公民館、郵便局があるのですが南東方面 100m くらいの農地で 7 番案件も 8 番案件も住宅の新築を目的とした申請です。東側・西側には住宅。北側は市道、南側は畑ですが隣接する耕作者の同意を得ております。雨水は土地浸透、下水は公共下水道接続で問題無いかと思います。8 番案件ですけれども 7 番案件から南西 100m くらいの農地で住宅の新築を目的とした申請です。東側・西側は宅地、北側は田んぼ、南側は市道です。隣接耕作者の同意も得ております。雨水は地下浸透、下水は公共下水道へ接続で問題無いかと思います。両件とも現地確認提出した書類を精査した結果問題無いと思いますので報告いたします。以上です。

#### 竹澤委員

15 番竹澤です。25 日に本道委員外推進委員 3 名と現地確認しましたので報告します。場所は JA 芝原集会所の中村さん宅の田んぼを購入しその一部に新築するための申請です。隣接する耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続する予定であり問題無いかと思います。以上です。

#### 中島委員

4 番中島です。24 日に関係農業委員、推進委員と現地調査した結果を報告いたします。10 番案件ですが、場所については千曲線沿線にある上徳間公民館の北方約 200m にある中部電力戸倉変電所の東北方向 25m にある宅地化が進む市街地に居住する 4 名が相続した田に宅地分譲する申請です。申請地の北側は宅地、東側は用水路を挟んで市道と宅地、南側は用水路を挟

んで宅地、西側も用水路を挟んで市道です。雨水は地下浸透、隣接耕作者はおりませんがL型擁壁を施工し隣地への土砂等の流出を防止し用水路については下流域に影響が無いよう施工する。汚水は公共下水道に接続予定であり問題無いかと思えます。以上です。

金原委員

8番金原です。11番案件は先ほどの4条申請と場所は一緒に西友上山田店より500mほど行ったプリオールの目の前で、昔両親が家を作るときにコンクリート製の土留めに盛土して家を作ったんですけど。そのうち半分は家、半分は畑にしたのですがお嬢さんがおうちを作るといことで申請となったものです。親子の関係ですから難しいことは無いと思うんですけど近所も問題ないし周りは平らなところなので土留めもしてあり問題は無いと思えます。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続とありますので問題ないと思えます。以上です。

議長

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

鎌田委員

1番案件で、7番の唐木委員にご意思を確認したいのですが。先程の説明の中で砂利が上からこぼれ落ちるといことで本来であれば擁壁が必要ではないかという懸念の中でゴーサインというようなお話だったんですけど。こういう許可申請の時に農業委員が将来を危惧したときに擁壁があった方がいいというような意見は許可が下りると相手というか設計者側には伝わるのですかね。もし伝わらないのであればそこをどういう風に盛り込んだらいいのか、ここで単純に許諾っていう採決を取ってしまうとせっかく唐木さんが推進委員さんと立ち会って見解を出されたものが反映しないと思うんですけど。唐木さんのご意見をお伺いしたいと思いました。

唐木委員

元々の申請が境界から30cm離すと、耕作地についても畦道から30cm内側まで下げて砂利敷をするという申請でその耕作者と同意を取るための打ち合わせをした際にそれより更に延長して80cm内側にしますよといことでそれぞれ同意したという経緯がありましたので、一応同人同士がそれでOKですといことであれば雨水は当然砂利敷なので地下浸透になりますので汚水の問題は無いので表面的には問題無かろうといところなのですが。

一応、北原推進委員さんと見に行って一段低くなっている耕作地であって砂利が80cm内側とはいえ飛散の恐れですとか除草剤等の影響だとかを考えると擁壁までいなくても砂利より高めのを設置しておくとかといことが望ましいのではなかろうかとい意見で、すごいい質問をいただいたのですけれども。その意見がどう進むのか私も分からなかったのですけれども。そんな状況でございました。

もし、私が耕作者だったら個人的な意見ですけれども、個人的にはやってもいいけれども擁壁作ってねと私は言うと思えます。ただ、本人は隣接耕作者がそれだけ内側に下げてくれればいいですよといことで同意をされていることなので問題無いのかといところですが。逆に皆さんのご意見をいただきたいです。

議長

只今のお話にどなたかご意見ございますか。

長浦委員

今回、盛土、切土、のり面処理の話の問題が出ているかと思うのですが、盛土、切土にした場合、当然土砂災害が起こりやすいといことで農地法であれば農業土木で一定の基準といか盛土の勾配とかあるんですけど通常そういうのは事前に事務局で関係機関と調整してもらって出していたら今みたいなあやふやな崩れてくるのかなといことは無いと思うんですけども。事前にできれば建設課ないし農林課の技師さんと相談していただいてその上で案件として問題無ければ出していだけるようしていきたいと思えますので。

議長

意見としていただきました。

滝沢局長

参考までにお話しますと。今回の案件は賃貸借によるものでございます。所有権移転ではない

です。構造物をこさえてそれを壊してから返すということは難しいかなと考えます。これが親子間で土地を使用貸借して住宅を建てるのは意味あいが変わってくるんですね。第三者に対して賃借権で土地をお貸ししてその上に構造物を造る。通常、構造物はお返しするときには撤去が必要になります。その費用とかを考えた上でのご判断だというふうに認識はしています。以上です。

議長

結論云々のお話にはならないのですけれど、長浦委員の意見的なことは当然…。鎌田委員につきましてもここで白黒はっきりするという事ではないかと思えますけれども。只今の局長からのお話もありましたが、それを加味していただくということではよろしいですか。ここで決着をつける場所では無いので。

鎌田委員

私的に私の方には二つあります。一つはこの案件について唐木委員がそういう過程があっても最終的にOKという判断をされているのかいないのかを確認させていただきたいというのが主な趣旨でございました。それで、こういう事案は初めて長浦委員さんに事前にそういうような過程を経れば問題にならなかったというようなお知恵もいただいたのですが、局長さんのお話ではそもそもこういうことなので勉強不足で判断が難しいのですが、もしあれでしたらここで採決というところから外すのも一つの手法かと今思いました。お聞きしたかったのは唐木委員はどっちの立場でおっしゃっているかというご意志を確認したかったということです。最終的には事前の調査も含めて納得いくような過程を経たら唐木さんのところでもご納得いただけるというところで最終的には唐木さんの判断だと思います。

議長

私が聞いた限りでは唐木さんは相当するという結論だったかと思えます。鎌田委員さんは唐木委員からその話が聞ければよいですか。

唐木委員

結論としてはならばあったほうが良いとはいえ当事者間で砂利敷も更に内側に引っ込める対応をするということで同意しているという点、それから低くなっているとはいえ崩れるとかっていう恐れは全く無い場所なので。そういう点からすると賃借という先程のお話のとおりそういう部分もありますので。一応問題は無いのではいか当事者がそれでいいと言っているからいいでしょという最終的には意見です。

議長

そこで只今の鎌田委員のお話は終わりということにさせていただきます。他に何かございますか。無いようでしたら質疑を終結いたしまして採決いたします。「議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので「議案第34号」は、原案のとおり可決されました。日程第8「議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議長

説明が終わりましたので、担当委員の現地確認報告をお願いいたします。

中島委員

4番中島です。24日に関係農業委員と推進委員で現地調査をした結果を報告いたします。場所及び特例農地につきましては千本柳公民館の裏北方に接する畑と田です。畑には野菜が栽

培されており田の方は農用地として使用している痕跡が認められるので問題ないと思います。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございますか。

(進行の声あり)

議長 それでは進行いたします。

「議案第 35 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので「議案第 35 号」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 9「議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長 (説明)

議長 質疑・意見を一括してお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議長 進行いたします。「議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので「議案第 36 号」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10「議案第 37 号 遊休農地に係る非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長 (説明)

議長 只今の説明につきまして質疑をお受けいたします。

(質疑無し)

議長 それでは進行いたします。「議案第 37 号 遊休農地に係る非農地判断について」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので「議案第 37 号」は、原案のとおり可決されました。

議事は以上であります。

続いて、日程第 11「報告事項」について事務局から説明願います。

平塚次長

<報告>

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への届出について
- (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議長

ただいまの「報告事項」について、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議長

続いて、日程第12「その他」について、事務局から説明願います。

平塚次長

- (1) 県農業委員会大会の御礼
- (2) 意見書の件
- (3) 議事録署名の件
- (4) 忘年会開催せず、年度末に懇親会を開催予定
- (5) 農地相談会について

岩井主任

議長

以上で11月の総会を閉会といたします。  
引き続き研修会に移っていきますので、宜しくお願いいたします。

「農業者年金加入推進研修会」

一般社団法人 長野県農業会議  
担い手・経営・年金部  
農業者年金総合指導員 横田 幸美 講師

(約50分)

[閉会] 午前11時55分